

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 9 月 6 日(金)午前 9 時 00 分から午前 10 時 31 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第 3 号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第 4 号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地法第 4 条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫  
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。暑い日が続いております、異常気象なのか以前と変わったような気がいたしますが。今日はおかげさまで涼しいわけですが、9月度の農業委員会を開催いたします。よろしくおねがいします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためておはようございます。台風が心配ですが、なんとか逃れるんじゃないかと思っております。また、農地パトロールを実施しておられる皆さん、暑い中大変ご苦労様でございます。あらためて、事故のないようにお願いできればと思っております。また、農業委員会の28年度の情報事業推進研修会ということで9月1日と2日行われまして、場所は諏訪で行きやすくよかったんですけど、情報の懇談会の中で農業新聞がちょっと部数が伸びないということですので、なるべく任期中にはとっていただければありがたいかなと思っておりますので協力をお願いしたいと思っております。全般の中で話をするなかで、それぞれまだ改正前の農業委員会で実施しているということで、上伊那では辰野と伊那市は(新で)やられているので、これから変わったときにどういふふうに進めていけばいいかなと聞かれているんですけど、私どもは一緒にやっていますよとお話したんですけど、あーそうかねということで。おかげさまで辰野町は協力していただいておりますので、助かっているのかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日の議題がいろいろありますので、協力のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、よろしくお願いいたします。

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局をお願いします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

＜中畑事務局次長＞

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目表ご覧ください。赤羽の案件でございます。

辰野町大字赤羽・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字赤羽・・・番、面積758㎡、地目は田を大字澤底・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。なお、申請地は他者所有の土地に囲まれ公道に接しておりませんので、通路確保に関する書類が添付されております。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は37㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小島委員、漆戸推進委員から意見書をいただいております。

＜漆戸推進委員＞

現地は7月26日小島委員と私とで確認しました。今説明がありましたように、宅地に囲まれておりまして入るところがないということでしたが、通行のために隣接する会社の土地を使用するという確認をとっております。問題はないものと考えております。

＜有賀会長＞

はい、ありがとうございました。これについて何かございますかね。よろしいですかね？  
(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは次。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】

＜中畑事務局次長＞

1番、地図は1枚目の裏をご覧ください。宮木の案件でございます。

辰野町中央・・・番地にお住まいのAさん所有の中央・・・番、地目は田、面積330㎡に、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのBさんが住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在町内のアパートに暮らしておりますが、自己の住宅を新

築したい計画でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

#### <宮原職務代理>

8月の時点に原委員と私と立ち会いました。(場所の説明)、いずれにしても今度宅地にするという土地は以前国土調査がはいつて境界線がしっかりしているところもってきて、分筆するというで杭がはっきり明確になっているということ、それと、横に町道が通っておりましてここには上下水道が埋設されているということで、いずれにせよこの一帯は住宅用地として作った地域でございます、問題点がないという確認をしました。再度ご協議をお願いします。

#### <有賀会長>

はい、ありがとうございました。これについてご意見ございましたら。今宮原さんから説明がありましたが、この辺は住宅地となるように見受けられますので、問題ないかと思えます。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

#### <中畑事務局次長>

2番、地図は2枚目の表をご覧ください。平出の案件でございます。

辰野町大字平出・・・番地にお住まいのAさん所有の大字平出・・・番、地目は田、面積401㎡に、辰野町大字平出・・・番地にお住まいのBさんが住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在、両親祖父母と同居しておりますが子どもが大きくなり、手狭になってきたため住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小島委員、新村委員から意見書をいただいております。

#### <6番 小島委員>

8月17日、新村委員と現地を確認いたしました。(場所の説明)、周りには民家アパート等が建っておりまして、この中の一角ということになります。境界等につきましては国土調査あるいは司法書士さんによりはっきりしておりますし、また道幅も2m以上ということでもあります。水道等も周りにありまして問題ないかと思えます。よろしくご協議をお願いします。

<有賀会長>

ありがとうございました。今の件について何かご質問ご意見ございましたらあげていただければと思いますけれど。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは3番目お願いします。

<中畑事務局次長>

3番、地図は2枚目の裏をご覧ください。小野の案件でございます。

辰野町大字小野・・・番地にお住まいのAさん所有の大字小野・・・番、地目は畑、面積384㎡に、辰野町大字小野・・・番地にお住まいのBさんが住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在、祖母と同居しておりますが手狭であるため自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地であります。集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが平成27年6月11日に農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、中村委員、中村推進委員から意見をいただいております。

<5番 中村委員>

この件につきましては8月18日、中村推進委員と現地を確認いたしました。申請地は先ほど事務局から説明がありましたように、農振除外の手続きが済んでいるところがあります。(場所の説明)、それから国土調査も終了し分筆の許可もはっきりしております。下水道上水道も利用可能なところがございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件について何かご質問ございますかね？よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。では4番目お願いします。

<中畑事務局次長>

4番、地図は3枚目の表をご覧ください。川島の案件でございます。

諏訪市大字中洲・・・番地にお住まいのAさん所有の大字横川・・・番、地目は畑、面積253㎡に、辰野町大字横川・・・番地にお住まいのBさんが駐車場を新設するための申請でございます。譲受人は隣接する住宅を購入しましたが、農地として残って

いた申請地についてもあわせて購入し、自家用、来客用合わせて3台分の駐車場を新設したい計画であります。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、中村委員、小澤推進委員から意見書をいただいております。

<5番 中村委員>

この件につきましては8月18日に小澤推進委員さんと現地確認を行いました。申請地の隣接地、地図上ではAさんの名義になっていますが、この宅地につきましては空家バンクに登録された宅地でありまして、Bさんが購入、入居されたところであります。駐車場がなく、隣接地の申請地を購入し駐車場とするものであります。(場所の説明)、国土調査は終了し境界がはっきりしている土地であります。以上です。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件について何かご質問ございますかね？よろしいですか？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは次お願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計1件、4筆、面積は2979㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

以上のようなのでよろしく申し上げます。続きまして第3号よろしく申し上げます。

### **【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<中畑事務局次長>

「農地中間管理事業における農地の借受貸付手続きの流れ」について説明

それでは農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてであります。40件の利用権設定についての上程です。農地中間管理事業による中間管理候補農

地整理簿に基づき、田、畑 83 筆 103,640 m<sup>2</sup>について農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と新規 10 年 4 ヶ月の使用貸借権を設定するものです。地区につきましては、川島の飯沼沢と下飯沼沢となっております。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

今の説明に対してご意見等ある方あげていただければと思いますけれど。

本年度が初めてですのとまどう点もありますけれど、今事務局から説明していただいたとおりでございますので、あとは中間管理機構が進めていっていただけるということです。

<栗林推進委員>

登記簿面積と権利設定面積と差があるのはどういふ？

<中畑事務局次長>

1 筆のなかでもこの部分だけ貸したいという方がなかにはいるんですよね。田んぼでもこっちは俺が作るでこっちは貸したいよという人がいる。そういう場合は実測で面積を出しています。ですので面積が違っている場合があります。

<有賀会長>

よろしいですかね？他にご質問ありましたら。

<宮原職務代理>

最初に川島を取り上げた理由は？

<中畑事務局次長>

この事業は町内 5 地区(羽北・小野・川島・辰野・朝日)に人農地プランというのが基本になっています。今後他地区にもさらに薦めていくが、川島下飯沼沢が一番まとまりやすいということで、事務局で各委員、地区の役員に話をしたうえで始めました。

<有賀会長>

よろしいですか？

<5番 中村委員>

耕作組合が利用していたところなんですよ。今まで耕作組合は農地を借りることができなくて、今度はこの制度によって法人ができたので法人化してそれを作るっていう形で、今までやっていたところをそのまま移行するって形。川島が先行してできたと思います。

<有賀会長>

よろしいですかね？(はいの声)それでは意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については承認といたします。続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画(案)についてよろしく申し上げます。

### 【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ使用貸借権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手である農事組合法人たつの営農へ新規10年1ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

今の説明でよろしいですかね？(はいの声)はい、ありがとうございました。それでは報告事項よろしいですかね？

### 報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出ですが、1件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続けて、農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。



<有賀会長>

はい、ありがとうございました。それではその他へ。

## その他

○北部3町村農業委員会交流会の開催について(事務局 横内)

次回委員会開催日:10月4日(火) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

○雑草イネについて(産業振興課 船木/上伊那農業改良普及センター 高橋さん)

(閉会)

<宮原職務代理>

長時間にわたりましていろいろお話を伺いました。これをもって辰野町農業委員会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印